

建築物省エネ法に基づく規制措置等の動向

【経緯】

年 月	項 目
平成 27 年 1 月	社会資本整備審議会第一次答申（今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について） <ul style="list-style-type: none"> ➤ 規模や住宅・非住宅の区分により、義務化対象範囲の拡大等、段階的な基準適合義務化を提言
平成 27 年 7 月	建築物省エネ法制定 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 省エネ基準等への適合に関する誘導措置※（平成 28 年 4 月施行） ※性能向上計画認定（容積率の特例）、認定表示制度 ➤ 2000 m²以上の非住宅建築物の省エネ基準適合義務化（平成 29 年 4 月施行）
令和元年 5 月	建築物省エネ法の改正 ⇒2頁参照 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 300 m²以上 2000 m²未満の非住宅建築物の省エネ基準適合義務化（令和 3 年 4 月施行） ➤ 300 m²未満の住宅・建築物の説明義務制度の創設（令和 3 年 4 月施行）
令和 2 年 10 月	首相による「2050 年カーボンニュートラル」の宣言（国会所信表明演説）
令和 3 年 4 月	「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」が発足 ⇒3頁参照

【省エネ法改正の概要】

1. 規制措置

(法改正の施行は令和3年4月1日)

	法制定時 (H27.7公布)		法改正後 (R1.5公布)	
	建築物	住宅	建築物	住宅
大規模 (2,000㎡以上)	特定建築物 適合義務 【建築確認手続きに連動】 (H29.4施行)	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】 (H29.4施行)	特定建築物 適合義務 【建築確認手続きに連動】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】 所管行政庁の審査手続を合理化 ⇒ 監督(指示・命令等)の実施に重点化
中規模 (300㎡以上、2,000㎡未満)	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】		適合義務 【建築確認手続きに連動】 (R3.4施行)	
小規模 (300㎡未満)	努力義務 【省エネ性能向上】	努力義務 【省エネ性能向上】 トップランナー制度※ 【トップランナー基準適合】 (H29.4施行) 対象住宅 持家 建売戸建	努力義務 【省エネ基準適合】 + 建築士から建築主への説明義務 (R3.4施行)	努力義務 【省エネ基準適合】 + 建築士から建築主への説明義務 トップランナー制度※ 【トップランナー基準適合】 対象の拡大 対象住宅 持家 建売戸建 注文戸建 賃貸アパート

※大手住宅事業者について、トップランナー基準への適合状況が不十分であるなど、省エネ性能の向上を相当程度行う必要があると認める場合、国土交通大臣の勧告・命令等の対象とする

2. その他の措置

- 容積率特例に係る認定制度について、対象に複数の建築物の連携による取組を追加
- 地方自治体は条例で、建築物エネルギー消費性能基準に必要な事項の付加が可能

【脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会】

1. 検討会の発足

住宅・建築物におけるハード・ソフト両面の取組と施策の立案の方向性を幅広く議論することを目的に、国土交通省、経済産業省、環境省が連携し、有識者や実務者等からなる「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」が発足

2. 検討会における主な論点・課題

① 中・長期的に目指すべき住宅・建築物の姿

⇒中・長期的に達成すべき住宅・建築物の具体的な省エネ性能が未設定のため、明確な目標と具体的な姿を示し、そこから逆算した規制・誘導策を検討

② 住宅・建築物の省エネ性能確保のための規制的措置の在り方・進め方

⇒省エネ基準適合義務化の300㎡未満の新築住宅・建築物への拡大、及び新築住宅における太陽光発電パネル設置の義務化等、新たな規制的措置を検討

⇒中小工務店・建築士の省エネ基準への習熟状況について、一次エネルギー消費量や外皮性能等、省エネに関する計算ができるとアンケートに回答した者は半数程度

③ 既存ストック対策としての省エネ改修のあり方・進め方

⇒約5,000万戸の住宅ストックのうち、省エネ基準に適合している割合は約11%（2018年時点）であり、新築だけでなく、ストックの省エネ改修をどのように進めるかの対策も検討

3. 検討会の日程

令和3年 4月19日 第1回開催（建築物における省エネ対策の現状・主な論点）

4月28日 第2回開催（関係団体からのヒアリング）

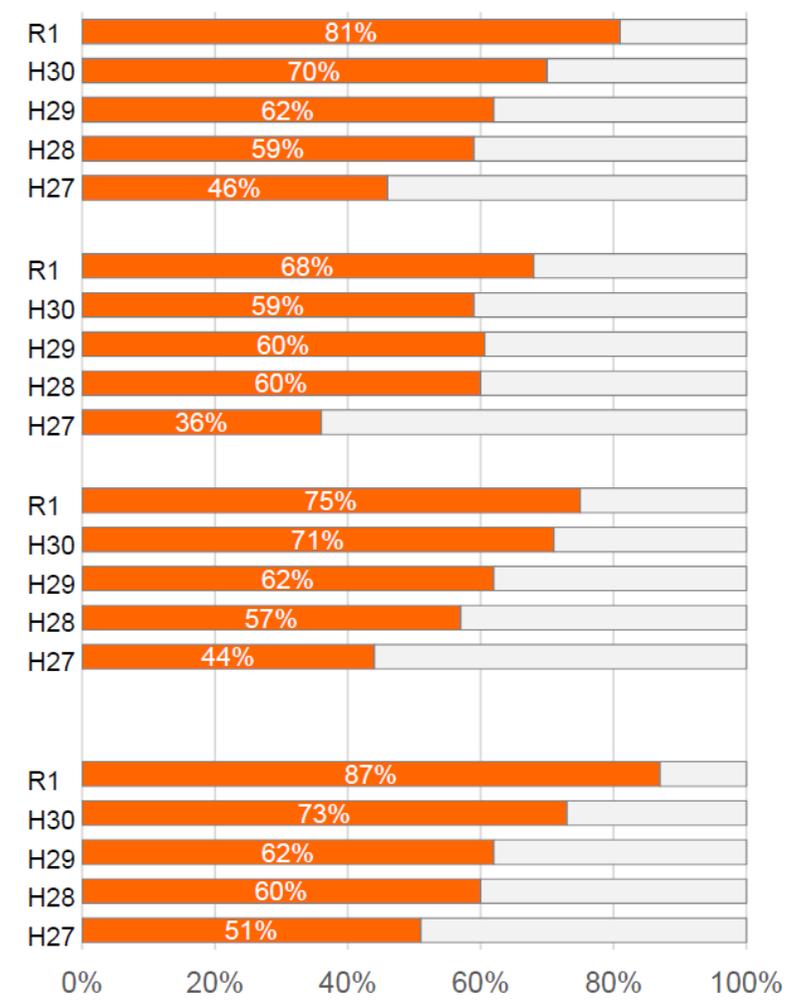
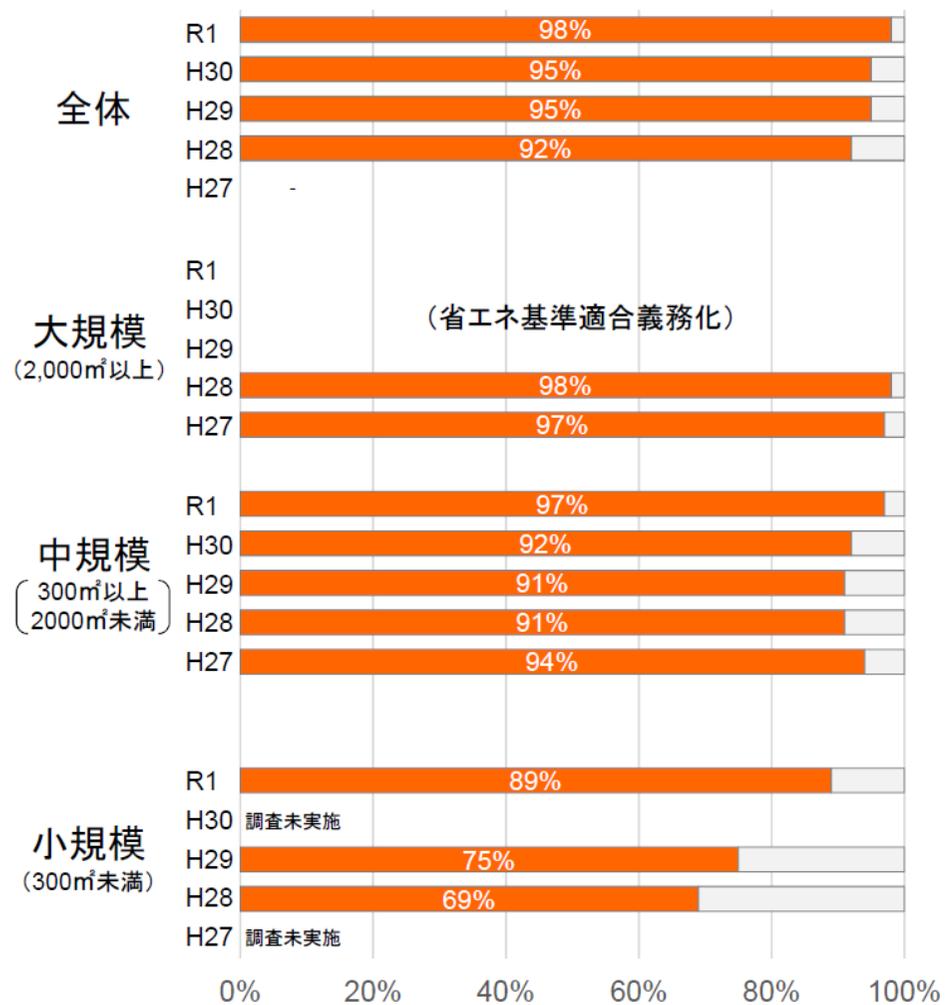
※令和3年6月下旬にはとりまとめ（案）を作成予定

【規模別の省エネ基準適合率の推移（全国）】

参考資料

建築物

住宅



※ 住宅・建築物のエネルギー消費性能の実態等に関する研究会とりまとめ(H30.3.30)における平成27年度基準適合率と同様の方法で算出
(国土交通省資料より)